

発達障害は親の「愛情不足」が要因!?

「家庭教育支援条例」は拡散する。

「発達障害」は親の責任!?

戸部けいこさんのマンガ「光とともに」には、こんな場面が出てきます。

主人公の少年、光くんは自閉症（発達障害）の少年です（注）。でも、お姑さんやまわりの人たちには、自閉症というものが理解できません。彼の様々な行動は、周囲から見れば単なる「問題行動」に映ります。

そして、お母さんはこんな言葉を投げつけられます。
「あなたの育て方がいけない!」
「いったいどんなしつけをしてるんだ!」

発達障害は、脳の機能的な障害と考えられています。決して「育て方」や「しつけ」の問題ではありません。

ですが、発達障害の子どもを持つ親の多くは、この「育て方が悪い」という言葉の前で悩み苦しんできました。



▲「光とともに」より

それでも、最近は発達障害に対する理解も少しずつ進んできたのかもしれない。そう思っていた矢先、その流れに逆行するとんでもない話が飛び出しました。

大阪維新の会の「家庭教育支援条例」案です。

（※注：自閉症と発達障害は必ずしも同じ概念ではないが、ここでは混用して扱う）

発達障害は「予防」できる!

条例案には、こんな文言が盛り込まれていました。

第15条 乳幼児期の愛着形成の不足が軽度発達障害を誘発する大きな要因であると指摘され、また、それが虐待、非行不登校、引きこもり等に深く関与していることに鑑み、その予防・防止をはかる。

第18条 わが国の伝統的子育てによって発達障害は予防、防止できるものであり、こうした子育ての知恵を学習する機会を提供する。

「愛情不足」が発達障害の大きな要因で、「わが国の伝統的子育て」で「予防」できる、というのです。

これを知った保護者や障害者団体からは、「発達障害に対する偏見を助長するもの」として抗議が殺到します。批判の高まりに大阪維新の会は保護者や障害者団体に謝罪し、条例案を白紙撤回しました。

騒動はこれで一件落着、そう考える向きも少なくありません。でも、そうでしょうか。

この条例案の背景を探っていくと、「一件落着」では済まない根深い問題が浮かび上がってくるのです。

保育士体験の「義務化」と「親守詩」

条例案の内容を、もう少し見てみましょう。案には、きわめて突飛な内容がいくつも盛り込まれていました。

保護者を対象とした保育士体験の義務化
「親学アドバイザー」の育成支援
「親守詩（おやもりうた）」の奨励

発達障害をめぐる問題だけではありません。条例案は、すべての保護者を対象としたものだったのです。

たとえば保護者には全員「一日保育士体験」を義務化するそうです。保護者にとっても「体験」の材料にされる園児にとっても、迷惑な話でしょう。

「親守詩（おやもりうた）」という、耳慣れない言葉も登場します。「子守歌」に対して、子どもが親に詩うものだといいます。

たとえば、「親守詩」を推進する団体のホームページには、こんな例が載っていました。

「大好きな 母さんおぶるの ぼくのゆめ」
「父と母 びゅんびゅん回す 愛のムチ」

この「親守詩」の推進を条例で定めるというのです。民間団体が勝手に取り組むのなら、何も言うつもりはありません。でも、少なくとも私は娘にこのような「親守詩」を詠んでほしいとは思いません。

こうした独特の子育て理論を総称したのが「親学」です。「家庭教育支援条例」は、本質的には「親学推進条例」と考えるべきでしょう。

理論的背景は高橋史朗氏

では、この条例案の発案者は誰だったのでしょうか。維新の会の美延映夫幹事長は毎日新聞の取材に、条文は「ある県で議論された案を配っただけで、我々の案ではない」と釈明しました。

この「親学」や「親守詩」の提唱者といえば、真っ先に浮かび上がるのが「親学推進協会」の理事長で「新しい歴史教科書をつくる会」の副会長でもあった明星大学教授の高橋史朗氏です。



▲高橋史朗氏

高橋氏は一昨年出版した「脳科学から見た日本の伝統的子育て 発達障害は予防・治療できる」（モラロジー研究所）という著書で、条例の内容そのものの主張を展開しています。

では、「日本の伝統的な子育て」とは何でしょう。「伝統」と言っても、時代や階層によって子育てのしかたはまったく違います。でも、何をもちて「伝統」と言うかの定義はありません。

高橋氏によれば「伝統的な子育て」とは、

- ・ 目を見て話す、豊かな言葉がけ
- ・ 「いないいないばあ」など笑いとあやし
- ・ 「たかいたかい」などリズムのある運動

だそうです。それによって「発達障害は予防・治療できる」というのです。

でも、そもそも目を見て話そうにも「目を合わせてくれない」のが自閉症の特徴のひとつ



▲「光とともに」より

つです。目を見て話せるくらいなら、自閉症児の親は誰も苦労しません。

ところが、高橋氏は埼玉県民間教育相談センターの金子保所長の「成果」を援用します。

このような豊かな言葉掛けをした結果、自閉症児の2歳以下の11人のうち、10人が8か月以内に健常児の状態になり、1人は1歳半程度で健常児の状態になった（同書29ページ）

これが事実なら画期的な成果です。なぜ学会で報告し、学術的な検証を求めないのでしょうか。

発達障害という言葉の広まりにつれて、それを「治

す」と主張する人々があらわれました。

最近ではある「ホメオパシー」団体がレメディという砂糖玉で発達障害が「治る」と主張して、心配を抱える保護者を取り込もうとしています。

高橋氏らの「伝統的子育てで発達障害が治る」という主張はどうでしょうか。そもそも高橋氏は教育史が専門で、「脳科学」は門外漢のほうです。

阪大認知脳科学研究室の藤田一郎教授は著書の「脳ブームの迷信」（飛鳥新社）の中で、以前からこう指摘していました。

発達障害児の支援団体や教育委員会が主催する会で、脳科学を正しく理解しているとは思えない人物がたびたび講演をしています。その講演者の主張する根拠のない話を 実践すれば、被害を受けるのは何の罪もない子供たちなのです。

この「講演者」とは、いったい誰のことでしょうか。

「新しい歴史教科書をつくる会」の副会長でもあった高橋氏は、「日本の伝統」を賛美したかったのかも知れません。でも今回のことで、高橋氏の主張はその信憑性が疑われることになってしまいました。

「親学アドバイザー」と藤崎教育委員

「家庭教育支援条例」には「親学アドバイザーなど、民間有資格者の育成支援」という条文も登場します。

「親学アドバイザー」とは、高橋氏らの「親学推進協会」が有料で認定する民間資格です。

認定料は2万5千円。自治体が条例で特定の民間団体の認定制度を奨励することは、妥当なのでしょうか。

「親学推進協会」は各地で認定講座を開いています。

2010年2月13日には埼玉県熊谷市で認定講座

が開催され、第7講座「非行、不登校への対処」では、藤崎育子氏が講師をつとめました。



▲講演する藤崎氏

講師の藤崎育子氏は現在、藤沢市の教育委員です。高橋史朗

氏とは「親と教師が日本を変える」（PHP研究所）などの共著もあります。

高橋史朗氏の講演は藤沢でも開かれています。私たちの知らないうちに、「親学」は浸透していたのです。

この4月、安倍晋三・元首相を会長とする超党派の「親学推進議員連盟」が発足しました。設立総会では高橋史朗氏らが提言を行い、「親学」を推進する「家庭教育支援法」の制定を方針として採択しました。

「家庭教育支援条例」や「親学」は、けっして「大阪の話」でも「一件落着」でもないのです。